

平成29年度第20回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成30年1月22日
担当部・課：財務部資産税課〔内線3112〕

① 件名
石巻市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本市では、旧河北町後谷地工業団地、旧河南町須江工業団地及び旧桃生町寺崎工業団地を農村工業等導入地区とし、固定資産税の課税免除の対象としていた。 国において、「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布、同年7月24日に施行され、同法で規定されている地方税の課税免除又は不均一課税に伴う規定が削除された。 【目的】 関係法令の改正を機に、当該課税免除条例を整理するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（平成29年法律第112号） （旧 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）） 石巻市農村地域工業導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年4月1日条例第61号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年6月2日 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の公布 （平成29年7月24日施行）
⑤ 主な内容
農村工業等導入地区（旧河北町後谷地工業団地、旧河南町須江工業団地及び旧桃生町寺崎工業団地）の固定資産税の課税免除を廃止するもの。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 この3工業団地は、地域再生法、地域未来投資促進法（企業立地促進法）及び復興特区法の対象地域となっており、他の税制優遇措置の適用を受けられることから影響はない。 ※これまでの実績 平成19年度～平成21年度 旧河南町須江工業団地内 1件
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
本条例を規定している市町村は同様に廃止を含め改正予定
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市農村地域工業導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例」を廃止する条例案を提案（公布の日から施行）
⑨ その他